

令和3年度

# 教職員研修実施要項

富山県教育委員会

## ま え が き

先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代が到来しつつあり、社会の在り方がこれまでとは劇的に変わる状況が生じつつあります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会の変化はさらに複雑で予測困難となってきました。

このように急激に変化する時代の中で、子供たちが、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。

「富山県教育大綱」に掲げられている「ふるさと富山に誇りと愛着を持ち、地域社会や全国、世界で活躍し、未来を切り拓く人材の育成 ― 真の人間力を育む教育の推進 ―」の基本理念のもと、県教育委員会では、生涯にわたって学び続けるとともに、新たな教育課題に応じた教育実践ができる教員の育成を目指し、資質向上を図る研修の充実に取り組んでいるところです。

令和3年度の教職員研修の計画作成に当たっては、「富山県教職員研修在り方検討会」（平成18年）の提言を指針として、「児童生徒と触れ合う時間の確保」「今日的な課題への対応」「学校・教職員のニーズへの対応」の視点から、初任者研修等における研修内容の精選や、ICTを活用した授業づくりに関する研修の充実を図りました。

各学校においては、校外での各研修の成果を校内研修に還元していくことに加え、先輩教員から若手教員への教育理念や教育技術等の継承、キャリアステージに応じた教職員の資質向上等に、鋭意取り組んでいただきたいと思います。

学校教育の充実は、教職員の資質・能力に負うところが大きく、教職員一人一人が「教育者としての使命感と倫理観」「児童生徒に対する教育的な愛情」「確かな学力を身に付けさせるための教育技術・実践的な指導力」を備えていることが重要です。そのため、県教育委員会主催の研修においても継続して内容の充実と改善に努めてまいりたいと考えます。

これからも全ての教職員が指導力を高め、自信と誇りをもって取り組むことにより、活力ある教育活動を展開し、信頼される学校づくりを進めていただくよう、心から期待します。

令和3年3月

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二 美 男

# 目 次

- 教職員研修運営要綱
- 教職員研修体系

## I 受講について .....1

## II 研修実施要項

◆：兼免許状更新講習

### 1 基本研修

1. 若手教員研修 .....3  
新規採用教員研修会 .....5
2. 6年次教職員研修会 .....6
3. 中堅教諭等資質向上研修 .....7
4. 16年次教職員研修 .....8
5. 新任教務主任研修会 .....9
6. 県立学校等教務主任研修会 .....9
7. 生徒指導主事研修会 .....10
8. 校内研修活性化研修会 .....10
9. 保健主事研修会 .....11
10. 給食主任研修会 .....11
11. 小・中学校校長研修会 .....12

12. 県立学校校長研修会 .....13
13. 園長等運営管理協議会 .....13
14. 小・中学校教頭研修会 .....14
15. 県立学校教頭研修会 .....15
16. 県立学校事務(部)長研修会 .....15
17. 特別支援学級等新任担当教員研修会 .....16
18. 養護教諭研修会 .....18
19. 栄養教諭・学校栄養職員研修会 .....18
20. 学校事務職員初任研修会 .....19
21. 県立学校校務助手等研修会 .....19
22. 交通安全講習会 .....19
23. 臨時的任用講師研修会 .....20

### 2 専門研修

24. 理科教育講座 .....21
25. 高等学校理科実験実技研修会 .....23
26. 英語教員研修会 .....24  
英語力養成研修会 .....24
27. 小学校体育実技指導者講習会 .....25
28. 中・高等学校体育実技指導者講習会 .....25
29. 運動部活動指導者養成研修会 .....26
30. 水泳指導者講習会 .....26
31. 集団登山引率者講習会 .....27
32. プログラミング研修会 .....28
33. 産業教育新技術等講習会 .....28
34. 幼稚園教育課程研究協議会◆ .....29
35. 小学校教育課程研究協議会◆ .....29
36. 中学校教育課程研究協議会◆ .....30
37. 高等学校教育課程講習会◆ .....31
38. 特別支援学校教育課程研究協議会◆ .....31
39. 学校カウンセリング講座 .....32
40. 保護者との良好な関係づくり研修会 .....34

41. 生徒指導セミナー .....34
42. 中・高進路指導研修会 .....35
43. 図書館教育講習会 .....36
44. 校務のためのPC活用研修会 .....36
45. 授業におけるICT活用研修会◆ .....37
46. 児童・生徒の情報活用能力育成研修会  
（「一人一台端末の活用コース」◆） .....39
47. 情報モラル・セキュリティ研修会 .....41
48. 特別支援教育講座 .....42
49. 特別支援教育の視点を取り入れた  
授業づくり講座 .....44
50. 発達障害教育研修会 .....44
51. 学校で取り組む特別支援教育研修会 .....45
52. 特別支援学校に学ぶ体験型研修会 .....46
53. 外国人児童生徒教育実践講座 .....47
54. 小・中学校経営研修会 .....47
55. 県立学校経営研修会 .....48
56. 保育技術協議会 .....48

### 3 学校支援訪問研修

1. 理科実験・観察訪問研修 .....49
2. 情報教育訪問研修 .....49

3. 教育相談訪問研修(学校・サテライト) .....50

## III 研修期日等一覧 .....51

## IV 研修・諸会合等月別一覧 .....56

## 身に付けたい資質能力に応じた研修のすすめ (専門研修) .....66

## 校内研修のすすめ (学校支援訪問研修) .....66

## ○ 申込様式等

- ・様式1(受講申込書) .....67
- ・様式2(欠席届) .....68
- ・様式3(学校支援訪問研修NO.1・2申込書) .....69

- ・様式4(学校支援訪問研修NO.3申込書) .....70
- ・様式5(聴講申込書) .....71
- ・担当機関・会場等の略称 .....72

# 教職員研修運営要綱

富山県教育委員会

## 1 趣 旨

教職員としての資質の向上に必要な研修を、そのキャリアステージと教職員一人一人の研修ニーズに対応して組織化・体系化するとともに、教職員が意欲的に取り組めるよう研修を企画運営し、本県教育の充実発展を図る。

## 2 方 針

(1) 教職員の研修は、「県教委・市町村教委が行う研修」「教育研究諸団体が行う研修」「校内研修」等を、相互に関連させながら進め、全体として調和が図られるようにする。

(2) 県教委・市町村教委が行う研修は、「基本研修」「専門研修」「特別研修」とし、内容が系統性・発展性のあるものとなるよう十分留意する。

「基本研修」は、教職員としての基本的資質を高める研修及び職務遂行に必要な基本的な知識・技能・態度等の向上を図るための研修で、若手教員研修（初任者研修会、2年次教員研修会、3年次教員研修会）、教職経験者研修（6年次教職員研修会、中堅教諭等資質向上研修会、16年次教職員研修）、主任研修、管理職研修、職務研修（幼稚園教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教員、学校事務職員、学校栄養職員、校務助手の研修）等を指す。

「専門研修」は、教科・領域に関する専門性を高めるための研修及び専門的分野に関する職務遂行上必要な知識・技能の修得や企画・運営等の資質を高めるための研修で、教科・道徳・外国語活動・総合的な学習の時間・特別活動の指導、生徒指導、進路指導、教育相談、幼児教育、特別支援教育、福祉教育、情報教育、国際理解教育、健康・安全教育、学校図書館教育、視聴覚教育、学校管理・運営等を含む。

「特別研修」は、文部科学省・独立行政法人教職員支援機構主催各種研修講座、大学院・大学派遣研修、教育研究のための派遣研修等である。

(3) 研修を担当実施する県教委・市町村教委事務局各課（室）、教育事務所、県総合教育センター、市町教育センター、教育研究諸団体（小教研、中教研、高教研、特教研）等、それぞれの機関・団体の役割分担を明確にするとともに、相互の関連を図り、全体として一貫性・統一性のある研修が効率的に行われるようにする。

(4) 研修の実施に当たっては、教職員の研修に対する意識・ニーズを十分考慮し、意欲的に取り組める研修体制とする。

(5) 研修が学校の実状に即して行われるように、研修内容を精選するとともに、研修会の日数・受講者数・実施時期・運営方法等の適正化に努める。また、教育事務所や地域単位の実施を考慮する。

(6) 研修の企画運営においては、関係教育機関・教育研究諸団体との連携を密にし、研修内容や実施計画の総合的調整に努め、研修成果の向上を図る。

(7) この教職員研修運営要綱は、必要に応じて見直しを行うものとする。

また、各研修については毎年、教職員研修運営協議会の審議を経て、必要な改善を行い、「教職員研修実施要項」により、周知徹底を図る。

## 3 運営上の留意事項

(1) 一人一人の教職員が、教職経験やその職務に応じて研修を積み、適切に必要な研修を深めていくことができるように配慮する。

(2) 研修が日常の教育実践に基づき、実践を通して深められ、日々の教育活動に生かされるように運営を工夫する。

(3) 年度当初に、「教職員研修実施要項」等をすべての学校や関係教育機関・教育研究諸団体に通知し、校内研修や関係教育機関・教育研究諸団体が行う研修が計画的に実施されるようにするとともに、教職員が意欲的に研修に参加できるようにする。

(4) 「県教委・市町村教委が行う研修」「教育研究諸団体が行う研修」により、校内研修がさらに深まるよう配慮する。

(5) 教職員研修にかかわる関係教育機関・教育研究諸団体の会議や行事については、精選・削減に努め、正常な学校教育活動の確保を図るようにする。

(6) 「教職員研修実施要項」に記載されている研修は、中核市（富山市）の教職員の参加も認めることができる。